

2. 指標設定

成果指標	指標名	計画の策定及び条例の制定		目標年度	H27	指標の設定理由			
	数値	-				総合計画／後期基本計画において、基本施策(7-2-2)の重点施策としているため			
活動指標	指標	a	市民参加の検討会議	b		c		d	
	数値	目標	24回	目標		目標		目標	

3. 実績（上段・実績／下段・達成率）

成果指標名	単位	H21	H22	H23
計画の策定及び条例の制定		-	-	-

活動指標名	単位	H21	H22	H23
a 市民参加の検討会議	回	19 回	22 回	6 回
		79.2 %	91.7 %	25.0 %
b				
c				
d				

4. 課題と対応

課題
まちづくり基本条例の意味内容が市民に正しく認識される必要がある。
対応（改善点等）
解説書や各種広報等を活用し、市民へわかりやすい説明を行うとともに、実効性を確保する仕組みづくりを行う。

5. 事業費・・・H21～H23（決算額）、H24（予算現額）

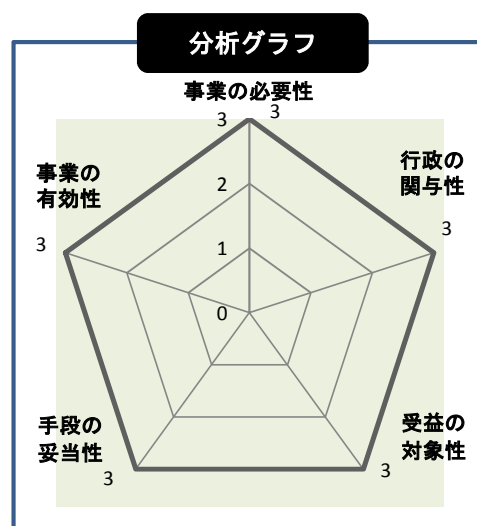
決算額（千円）		H21	H22	H23	H24
		563	2,106	822	1,342
うち経常経費		563	2,106	822	1,342
財源内訳	国費				
	県費				
	市債				
	その他				
	一般財源	563	2,106	822	1,342
うち経常		563	2,106	822	1,342
事業費に係る人件費		3,413	8,759	4,515	4,508

6. H25年度予算の方向性

方向性
減額
理由
「過疎計画」、「総合計画後期基本計画」については、平成22年度に策定している。また、「自治基本条例」の制定事業も平成23年度終了している。

7. 担当課による分析

着眼点	分析	分析根拠
① 事業の必要性	必要性の再確認	3 「自治基本条例」「総合計画」「過疎対策事業」は、当市行政運営の根幹をなすもので必要である。
② 行政の関与性	責任領域の精査	3 行政運営の総合的な指針となる計画であることから市が実施主体となる。
③ 受益の対象性	事業対象の確認	3 3つの事業は、事業の性質上広く市民に享受するものである。
④ 手段の妥当性	活動指標の分析	3 「自治基本条例」「総合計画」等の計画策定段階で、市民会議等を開催するなど市民参加の会議を開催することが出来ている。
⑤ 事業の有効性	成果指標の判断	3 平成22年度、総合計画及び過疎計画を策定することが出来ている。また、平成23年度、自治基本条例を制定している。



8. 内部評価委員会評価（委員会評価）

事業の方向性	評価内容
継続	計画及び事業の目的達成に向け、積極的な市民参加のもと、実効性のある取組を行うこと。